

第7回大阪市路上喫煙対策委員会 次第

日 時：平成19年9月14日（金）

午後3時00分

会 場：大阪市環境局 第1会議室

1 開 会

2 議 題

- ・「(仮称)重点啓発推進地区」の指定について

3 閉 会

(配付資料)

資料1 第7回大阪市路上喫煙対策委員会資料

資料2 第7回大阪市路上喫煙対策委員会(参考資料)

# 第7回大阪市路上喫煙対策委員会資料

**大阪市環境局**

**平成19年9月14日**

## 第6回委員会のまとめ「(仮称) 重点啓発推進地区」について (2-1)

- 実際に取り組まれる地域の意見を聞いて、検討審議を進め、11月頃までに答申の形でまとめていただきたい (事務局)
- 重点啓発推進地区に標示物を設置するが、地元地域のどのような負担を求めるのかは議論を要す。その地域独特な標示物などを検討してもよいのではないか (事務局)
- 名称は、地域あるいは地元との連携、協力、協働といった考え方が反映されるような名称、例えば「まち美化パートナー制度」の「パートナー」という言葉が入った名称にしたらどうか

## 第6回委員会のまとめ「(仮称) 重点啓発推進地区」について (2-2)

- 重点啓発推進地区について、基本的にはこれでよい、本来的には市民とか事業者が主体的にやり始めるのが筋だが、当初は市民等の声を聞いて、商店街や事業所と仲人をする仕組みがあってもよいのではないか
- 重点啓発推進地区というのは、市民の自発的な、あるいは主体的な動きに期待するところが非常に大きい。だから、行政としては、それを引き出す何かきっかけをつくることも必要。それにはいろいろな方法があるだろうが、区役所は区民と直結している役所であるので、そのようなところの知恵なども聞いてみることも、一つの方法

## 「(仮称) 重点啓発推進地区」について「これまでの審議(2-1)」

### ○ 「(仮称) 重点啓発推進地区」と「路上喫煙禁止地区」の相違

項 目	「(仮称)重点啓発推進地区」	路上喫煙禁止地区
指定する地域	路上喫煙の迷惑や被害の実態があり かつ啓発効果・PR効果のある地域	通行量の多さ、路上喫煙率の高さ、地域の明 確性、大阪を代表する地域
行政と地域(主体)	地域(市民・事業者)が主体 地域でのマナー向上啓発活動	行政が主体 罰則の適用による規制
指定地域の拡大	地域指定を随時行う	さしあたり一部の地域に限定し、実施効果を検 証し地域の拡大・解除も検討する

## 「(仮称) 重点啓発推進地区」について「これまでの審議(2-2)」

- 候補地区の例
  - ・ 路上喫煙・ポイ捨て防止に取り組む商店街やまち美化パートナーがポイ捨て対策と同時に路上喫煙対策に取り組む地域
- 標 示
  - ・ 当該地区であることを示す看板等の標示物の設置
- 大阪市の協力（啓発活動）
  - ・ 啓発物品の提供、地域主体の啓発活動に参加、活動のPR
- 地区の選定
  - ・ 地域の申請に基づき選定
- 要綱等の作成
  - ・ 目的、定義、申請、指定、基準などを定める

## 「(仮称) 重点啓発推進地区」について「意見」

- 地域ぐるみで推進する為には、やりがいがある明確にならなければならない
- 禁止地区のサブ、補完の位置づけのイメージではだめ
- 行政の都合のよいように何かをやらされるというイメージがあるとだめである(今までは、そういうことが多かった)
- 活動内容等は、行政でしぼりかけるのではなく、地域の特性を活かしたものにす
- 地区の指定は、3年単位ぐらいの短期で見直すべき(更新OKで)
- 取り組みを拡げていくことが大切、将来のビジョンが必要
- 路上喫煙の実態を調べる定点調査が必要
- 活動の成果をオープンにする
- 標示物等に関する道路占用等の規制緩和が必要

## 「(仮称) 重点啓発推進地区」について「考え方」

### ○ 指定する地域

- ① 活動が実効性を持つ為に、ある程度限定的な地域
- ② 線（道路）のみではなく面（様々な敷地が含まれる）で指定
- ③ 一定程度エリアの明確性があること

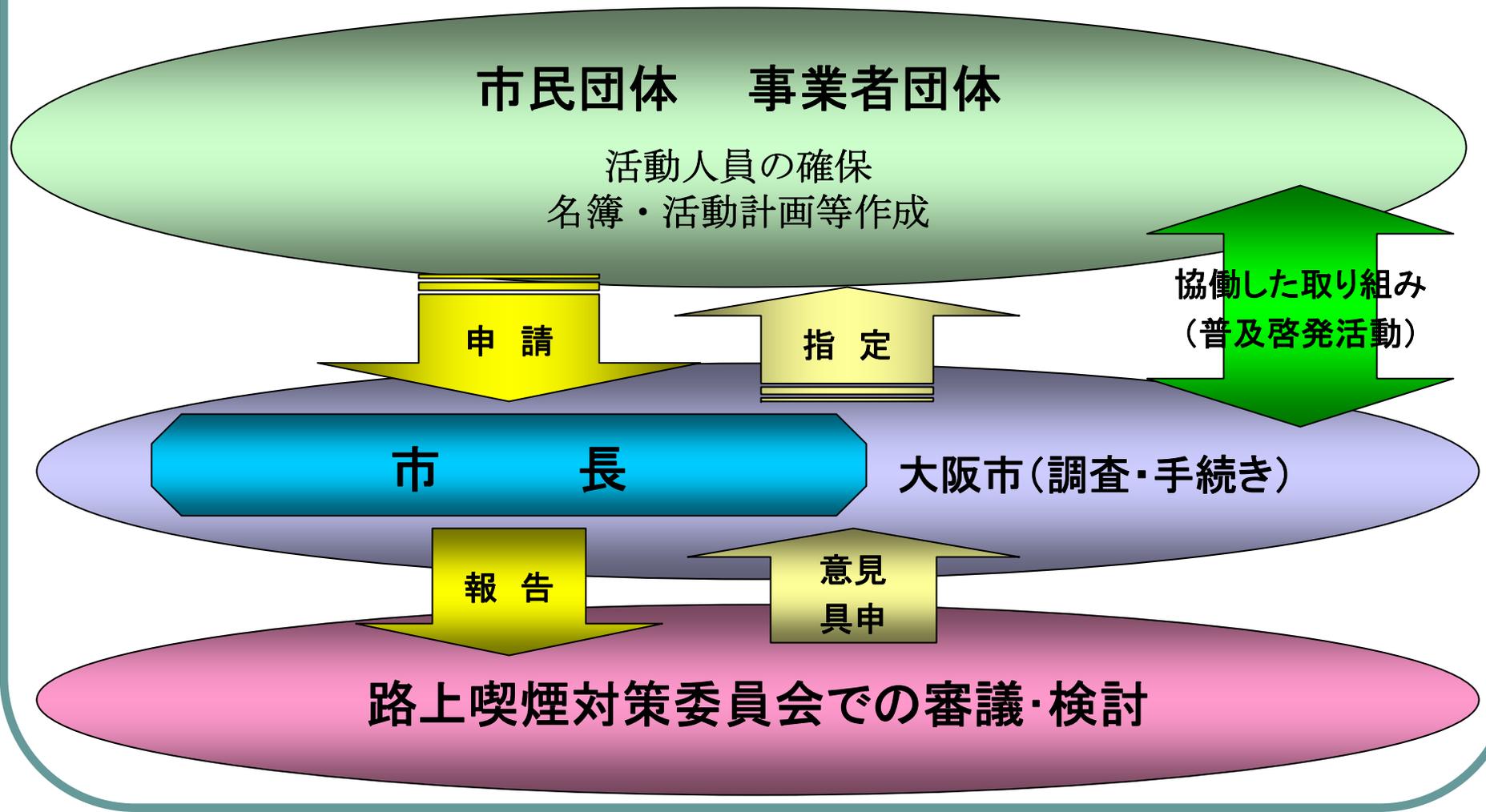
### ○ 選定の条件（実効性・費用対効果・本気度）

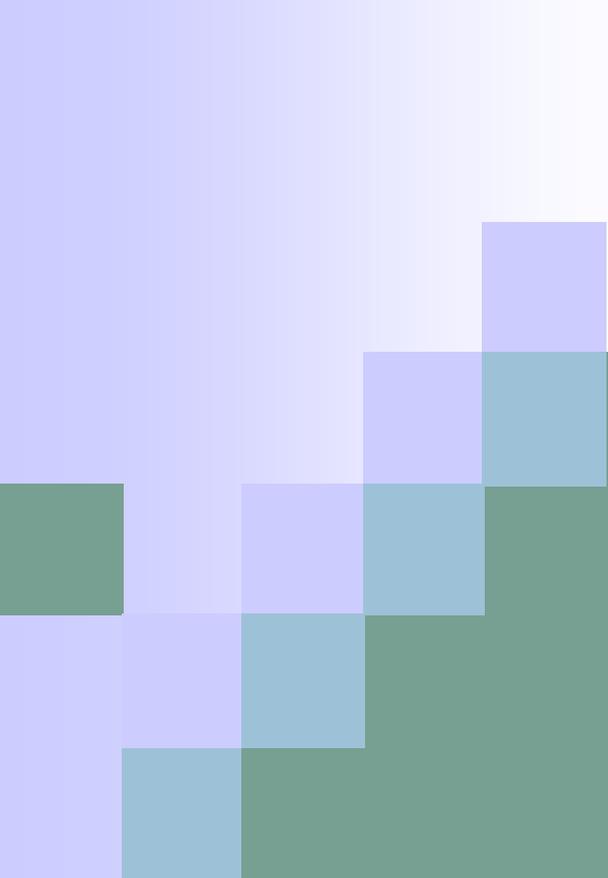
- ① 地域の主体性が前提なので、地域で美化活動などのまちづくりに取り組んでいる団体を指定
- ② 通行者数が多く、喫煙の迷惑や危険が相当程度見られる地域

### ○ 効果の把握

- ① 路上喫煙等実態調査（定点調査）の実施
- ② 「路上喫煙禁止地区」との施策効果の対比

「(仮称) 重点啓発推進地区」について「地区指定までの流れ図」





# 第7回大阪市路上喫煙対策 委員会(参考資料)

大阪市環境局

平成19年9月14日

# 指導・啓発件数

○ 7月(巡回指導啓発開始日13日～31日)

件数	3,664件	内喫煙注意	2,357件
一日平均	約 193件		約124件

8月

件数	3,523件	内喫煙注意	2,784件
一日平均	約114件		約90件

※ ただし、数値については、天候や夏休み、お盆休み等の諸条件が異なる為、概ねの指標と考えている

# 定点調査結果

## (路上喫煙実態定点調査)

平成19年6月29日、7月27日実施 (市内24箇所)

喫煙者数(喫煙率)

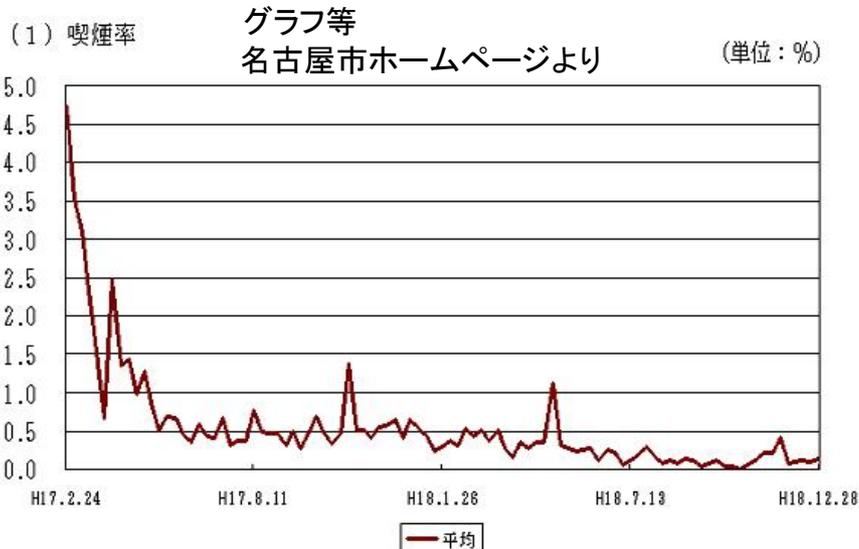
【路上喫煙禁止地区内】	平成18年度 平均 (3回実施)	平成19年6月29日 (禁止地区指定前)	平成19年7月27日 (禁止地区指定後)
淀屋橋交差点	399 (1.3%)	241 (0.7%)	181 (0.5%)
中央公会堂前交差点	140 (3.0%)	113 (2.4%)	109 (1.9%)
本町3丁目交差点	556 (3.7%)	223 (1.6%)	149 (1.0%)
新橋交差点	291 (1.7%)	419 (2.4%)	175 (1.1%)
難波東口横断歩道	576 (2.0%)	280 (1.1%)	250 (0.9%)
南海難波駅北側三角地	801 (7.1%)	920 (8.0%)	652 (4.8%)
上記6地点合計 (平均)	2,763人 (2.6%)	2,196人 (2.1%)	1,516人 (1.3%)

一日4回実施 7:30~9:00 11:30~13:00 14:30~16:00 17:30~19:00 (計6時間)

# 禁止地区の喫煙率定点調査(名古屋市の例)

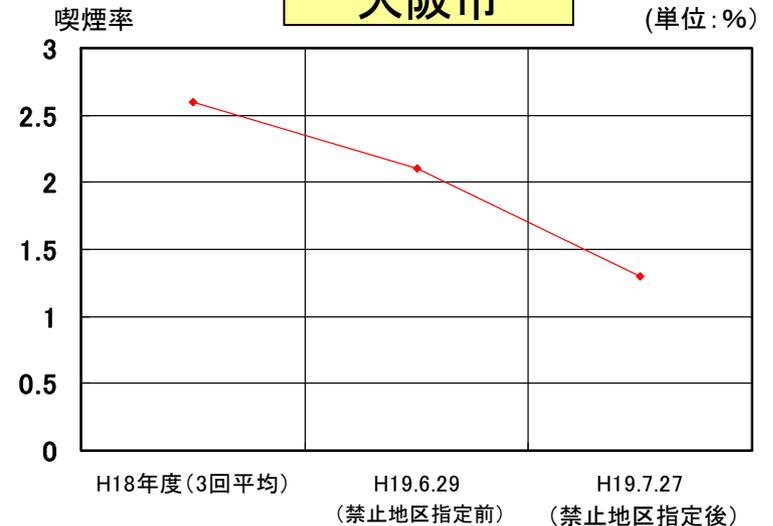
## 名古屋市

- 路上禁煙地区の告示日の前日(H17. 2. 24) の4地区の平均 4.74%
- 告示日後から過料徴収開始(H18. 7. 1) 前までの4地区の平均 0.64%
- 過料徴収開始後6か月間の4地区の平均 0.11%



- 平成17年3月17日路上禁煙地区指定
- 平成17年4月11日指導員のパトロールを開始
- 平成18年7月1日過料徴収開始

## 大阪市



- 平成19年4月1日条例施行
- 平成19年7月4日路上喫煙禁止地区指定
- 平成19年7月13日指導員の巡回指導啓発開始

## 路上喫煙防止指導員の巡回指導啓発の現場における感想

- たばこの吸い殻が減った
  - ・ 路上清掃中の市民から、最近ポイ捨てるたばこの吸い殻が少なくなった旨の話が何度かあった
- 感謝の声を多く聞くようになった
  - ・ ご苦労様、がんばって下さいなどの声が増えた
  - ・ 取り組みを発展させてほしい旨の声が多い
- 素直に指導に従う人が多くあり、路上喫煙者も少なくなってきた感があり、巡回指導啓発の効果が出てきたと感じる
- その反面、悪質な違反者が目立ってきた
  - ・ 禁止地区であることを知りながら喫煙をする
  - ・ 権利主張をして、条例の趣旨を否定するなど順法精神に欠ける人が多い

# 路上喫煙禁止地区標示物(小看板等)

小看板



500mm × 300mm

ガードレール用



450mm × 450mm

# 路上喫煙禁止地区標示物（大看板）



**路上喫煙禁止地区での  
路上喫煙には  
「過料(1,000円)」が  
徴収されます。**

路上禁煙区路上禁煙区路上禁煙区  
地図上の紅線表示「路上禁煙区」如在这个地区如在这个地区路上吸烟，将会罚款1千日元（过失罚款）。

路上禁煙區路上禁煙區路上禁煙區  
地圖上的紅線表示「路上禁煙區」。地圖上的紅線如在這個地區路上吸煙，將會罰款1千日圓（過失日圓（過失罰款））。

노상흡연 금지지구노상흡연 금지지구  
지도의 빨간 선은 「노상흡연 금지지구」입니다. 지도의 빨간 선은 「노상흡연 금지지구」입니다. 이 지구에서 노상흡연을 할 경우에는 과태료금 1,000원이 징수됩니다.

No-smoking zone No-smoking zone  
The red lines on the map denote no-smoking zones. Smoking on the streets and footpaths in these zones is punishable by a 1,000 yen fine.

路上喫煙禁止地区案内図



— 地図の赤いラインは「路上喫煙禁止地区」です。

**御堂筋及び  
市役所・中央公会堂周辺は  
路上喫煙禁止地区  
です。**

道路等の管理者が設置、あるいは許可した喫煙設備の付近は除かれます。



1,200mm × 900mm

# 普及啓発事業について (9・10月)

	9月	10月
主要日程		罰則条項(条例第9条)施行(10.1)
環境局	環境事業センター広報車によるアナウンス(9月下旬～)	
	立入り調査時の各企業へのポスター等の掲示依頼(予定9月～)	
	街頭啓発・啓発物品配布・地域との連携等事業センターによる普及啓発事業の実施(年間)	
	区民まつり・各区イベント・区ガレージセール等での普及啓発(年間)	
イベント等	YAHOO路線検索バナー広告((9.3～10.2)	ごみ減量フェスティバル(10.13) 御堂筋パレード(10.14)
広報・報道等	雑誌「AERA」広告(9.22) 街頭ビジョン(9.24～10.7)	
	テレビ大阪スポットCM(9.10～30)	
	朝日・毎日放送ラジオスポットCM(9月下旬)	
	朝日新聞地区版及び・4大紙府内版広告(9月下旬)	
	JR・私鉄5社中吊広告(9月～10月初旬)	
	委託広報車によるアナウンス(9月中旬～)	
	ホームページ「大阪市は路上喫煙の防止に取り組みます」の運営(年間)	
	各局・区・地下鉄駅及び御堂筋沿道企業へのポスター等の掲示依頼(年間)	
	市政だより(年間)	